

第2 交通安全思想の普及徹底

1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

(実施機関：スポーツ市民局、健康福祉局、子ども青少年局、緑政土木局、教育委員会、県警察本部、県防災安全局)

(1) 幼児に対する交通安全教育

(実施機関：スポーツ市民局地域安全推進課、子ども青少年局保育運営課、教育委員会指導室、県警察本部、県防災安全局)

事業概要	<p>基本的な交通ルール・マナー及び安全に道路を通行するための技能や知識を習得させることを交通安全教育の目標とする。また、保護者に対して、交通安全講習会等を実施する等、幼稚園・保育所・認定こども園等においても交通安全教育を計画的かつ継続的に行う。</p>
事業内容	<p><令和5年度計画></p> <p>[スポーツ市民局地域安全推進課、子ども青少年局保育運営課、教育委員会指導室]</p> <ol style="list-style-type: none">1 保護者に対して、登降園時及び降園後の交通安全確保について呼びかける。2 幼児に対して、登降園時や園外保育の前後等に、地域の交通状況に即した具体的な交通安全指導を行う。3 揭示物・絵本・紙芝居等の視聴覚教材を活用して、道路の横断方法等初歩的な交通安全行動を身につけさせる。4 「園だより」や保護者会の中で交通安全に関する具体的な指導場面を取り上げ、保護者に対し、自転車を含めた交通安全指導について啓発を行う。5 親子ぐるみの交通安全訓練を実施する。6 交通安全についての研修会を開催し、幼稚園・保育所等の指導者や保護者の指導能力の向上を図る。7 名古屋市幼児教育研究協議会を通じて、園や保護者に安全意識を浸透させ、幼児の交通事故防止の徹底を図る。8 交通指導員による幼児・保護者を対象にした交通安全教室を幼稚園・保育所等で開催し、保護者に対しては常に幼児の手本となって交通安全指導ができるよう保護意識の醸成に努めるとともに、チャイルドシートや自転車用ヘルメットの使用について啓発を行う。9 自転車安全利用講習会等を開催し、ヘルメットの重要性を認識させるとともに、全年齢を対象にヘルメットの購入を補助し、ヘルメットの着用促進を図る。 <p>[県警察本部]</p> <ol style="list-style-type: none">10 交通安全モデル園を指定する。<ol style="list-style-type: none">(1) 指定園数 16園(2) モデルプレート 16本11 交通安全モデル園を中心に園児及びその保護者に対する交通安全教室を開催する。

	<p>[県防災安全局]</p> <p>12 安全運転推進重点広報啓発事業</p> <p>道路横断中の交通事故を減少させるため、ドライバーに対して主に「歩行者保護」を訴える交通安全LINEスタンプを制作・配布するとともに、歩行者に対して主に「ハンド・アップ運動」の実践を呼び掛けける啓発動画の放映、観光施設等におけるクイズラリーの実施、啓発品の配布を行う。</p> <p>13 交通安全教育ボランティア「かけ橋」派遣事業</p> <p>交通安全教育に关心・意欲があり、手品や人形劇、バルーンアートなどの特技を持ち、ボランティアとして活躍したい人材を広く県民から募集・登録して、こども向けの交通安全活動を企画する地域団体等からの要請に応じて登録者を派遣する。特技を活用した交通安全教育を実施することで幼少期から交通安全に关心を持ってもらう。</p> <p>14 自転車安全利用促進事業</p> <p>「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、フードコートのデジタルサイネージを活用した広報により、努力義務としているヘルメット着用の重要性について広く周知するほか、広報宣伝車を運行し、交通ルールの遵守や、自転車損害賠償責任保険等への加入を呼びかける。また、左側通行の徹底を促す啓発用品及びヘルメットに貼付する反射シールを制作・配布する。</p>												
(2) 小学生に対する交通安全教育													
	<p>(実施機関：スポーツ市民局地域安全推進課、緑政土木局道路維持課、教育委員会指導室、県警察本部、県防災安全局)</p>												
事業概要	<p>歩行者及び自転車の利用者としての必要な技能と知識の習得、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを交通安全教育の目標とする。また、小学校においては、参加・体験・実践型による交通安全教育を実施する。</p>												
事業内容	<p><令和5年度計画></p> <p>[スポーツ市民局地域安全推進課、緑政土木局道路維持課、教育委員会指導室]</p> <p>1 事業内容と予算</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 業 内 容</th> <th>事 業 量</th> <th>事 業 費 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>黄色い帽子の配布（新入学児童）</td> <td>19,000人</td> <td>13,307</td> </tr> <tr> <td>交通安全指導設備費</td> <td>整備・補充校</td> <td>9,275</td> </tr> <tr> <td>交通指導員の運営</td> <td>267人</td> <td>475,922</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 交通安全教育指導用備品を、整備・補充を必要とする学校に配備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全教育指導用備品の内容 自転車、自転車用ヘルメット等 <p>3 児童の登下校の安全のため、原則として1学区1名の交通指導員の配置を行う。</p> <p>4 各区で通学路安全対策検討会を開催し、警察署や土木事務所、教育委員会等の関係機関が集まり、各学校からの要望事項を基に安全施設等について検討し、安全施設の充実を図る。</p> <p>5 交通指導員による児童を対象とした参加、体験、実践型の交通安全教室を開催する。</p>	事 業 内 容	事 業 量	事 業 費 (千円)	黄色い帽子の配布（新入学児童）	19,000人	13,307	交通安全指導設備費	整備・補充校	9,275	交通指導員の運営	267人	475,922
事 業 内 容	事 業 量	事 業 費 (千円)											
黄色い帽子の配布（新入学児童）	19,000人	13,307											
交通安全指導設備費	整備・補充校	9,275											
交通指導員の運営	267人	475,922											

	<p>6 学校教育の中での交通安全指導は、「交通安全指導の手引き」(市教委)を活用し、教科「体育」、道徳教育、学級活動、児童会活動、学校行事等の特別活動と総合的な学習の時間等を中心に行う。</p> <p>7 自転車の安全利用については、大型車両の左折巻き込みに対する注意、交差点の一時停止の徹底、二人乗り、並進、ながらスマート等危険な乗り方の禁止等、きまりを守って安全に利用する指導の強化を図るとともに歩行者に対する安全への配慮についても指導する。</p> <p>8 重点小学校を対象に、児童の視点を取り入れた通学路安全点検調査を道路管理者、公安委員会、教育委員会等の関係機関が実施し、安全施設等について検討する。</p> <p>9 通学路における街頭指導及び保護・誘導活動を実施する。</p> <p>10 周囲の人たちの交通安全意識を高めるために、新入学児童に黄色い帽子を配布する。</p> <p>11 自転車安全利用講習会等を開催し、ヘルメットの重要性を認識させるとともに、全年齢を対象にヘルメットの購入を補助し、ヘルメットの着用促進を図る。</p> <p>[県警察本部]</p> <p>12 交通事故実態の周知</p> <p>歩行中の小学生の死傷者数は、低学年が多く、自転車乗車中は小学校3年生から急激に増加する傾向があることから、小学校3年を交通安全意識を定着させる基礎となる学年と位置付け、交通安全教育を推進するとともに、こうした実態についてその保護者等への理解が浸透するよう周知を図る。</p> <p>13 小学校における自転車安全教育を積極的に推進し、小学生の自転車の安全利用の促進を図るとともに、教職員自身の安全意識・技能の向上を図る。</p> <p>[県防災安全局]</p> <p>14 安全運転推進重点広報啓発事業</p> <p>道路横断中の交通事故を減少させるため、ドライバーに対して主に「歩行者保護」を訴える交通安全LINEスタンプを制作・配布するとともに、歩行者に対して主に「ハンド・アップ運動」の実践を呼び掛けける啓発動画の放映、観光施設等におけるクイズラリーの実施、啓発品の配布を行う。</p> <p>15 交通安全教育ボランティア「かけ橋」派遣事業</p> <p>交通安全教育に関心・意欲があり、手品や人形劇、バルーンアートなどの特技を持ち、ボランティアとして活躍したい人材を広く県民から募集・登録して、こども向けの交通安全活動を企画する地域団体等からの要請に応じて登録者を派遣する。特技を活用した交通安全教育を実施することで幼少期から交通安全に关心を持ってもらう。</p> <p>16 自転車安全利用対策推進事業</p> <p>自転車を運転する際に起こりうる危険を体験できる自転車シミュレータを活用した参加体験型の出張講座を引き続き実施する。</p> <p>交通ルールの遵守や、自転車損害賠償責任保険等への加入を呼びかける。また、左側通行の徹底を促す啓発用品及びヘルメットに貼付する反射シールを制作・配布する。</p>
--	--

	<p>17 交差点事故防止啓発事業 道路の横断に必要な判断力をチェックできる歩行環境シミュレータを活用した出張講座を開催する。</p> <p>18 自転車安全利用促進事業 「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、フードコートのデジタルサイネージを活用した広報により、努力義務としているヘルメット着用の重要性について広く周知するほか、交通ルールの遵守や、自転車損害賠償責任保険等への加入を呼びかける。また、左側通行の徹底を促す啓発用品及びヘルメットに貼付する反射シールを制作・配布する。</p>
(3) 中学生に対する交通安全教育	
	(実施機関：スポーツ市民局地域安全推進課、緑政土木局道路維持課、教育委員会指導室、県警察本部、県防災安全局)
事業概要	日常生活における交通安全に必要な事柄、特に自転車で安全に道路を通行するために必要な技能と知識を十分に習得させることを交通安全教育の目標とする。また、中学校においては、参加・体験・実践型による交通安全教育を実施する。
事業内容	<p><令和5年度計画></p> <p>[スポーツ市民局地域安全推進課、緑政土木局道路維持課、教育委員会指導室]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 各区で通学路安全対策検討会を開催し、所轄の警察署や土木事務所、教育委員会等の関係機関が集まり、各学校からの要望事項を基に安全施設等について検討し、安全施設の充実を図る。 2 学校教育の中での交通安全指導は、「交通安全指導の手引き」(市教委)を活用し、教科「保健体育」、道徳教育、学級活動、生徒会活動、学校行事等の特別活動と総合的な学習の時間等を中心に行う。 3 自転車の安全利用については、大型車両の左折巻き込みに対する注意、交差点の一時停止の徹底、二人乗り、並進、ながらスマホ等危険な乗り方の禁止等、ルールを守って安全に利用する指導の強化を図るとともに歩行者に対する安全への配慮についても指導する。 4 自転車安全利用講習会等を開催し、ヘルメットの重要性を認識させるとともに、全年齢を対象にヘルメットの購入を補助し、ヘルメットの着用促進を図る。 <p>[県警察本部]</p> <ol style="list-style-type: none"> 5 警察署主催による「自転車無事故無違反ラリー」を通じた自転車の交通法令の習得、交通安全意識の高揚や安全利用の促進を図る。 6 中学校における自転車安全教育を積極的に推進し、中学生の自転車の安全利用の促進を図るとともに、教職員自身の安全意識・技能の向上を図る。 7 ダミー人形を活用した衝突再現等、生徒に危険性を疑似体験させる自転車交通安全教室を開催し、ヘルメットの着用をはじめとした自転車の安全利用を促進する。

	<p>[県防災安全局]</p> <p>8 安全運転推進重点広報啓発事業</p> <p>道路横断中の交通事故を減少させるため、ドライバーに対して主に「歩行者保護」を訴える交通安全LINEスタンプを制作・配布するとともに、歩行者に対して主に「ハンド・アップ運動」の実践を呼び掛ける啓発動画の放映や、観光施設等におけるクイズラリーの実施、啓発品の配布を行う。</p> <p>9 自転車安全利用対策推進事業</p> <p>自転車を運転する際に起こりうる危険を体験できる自転車シミュレータを活用した参加体験型の出張講座を引き続き実施する。</p> <p>10 自転車安全利用促進事業</p> <p>「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、フードコートのデジタルサイネージを活用した広報により、努力義務としているヘルメット着用の重要性について広く周知するほか、広報宣伝車を運行し、交通ルールの遵守や、自転車損害賠償責任保険等への加入を呼びかける。また、左側通行の徹底を促す啓発用品及びヘルメットに貼付する反射シールを制作・配布する。</p>
(4) 高校生に対する交通安全教育	
	<p>(実施機関：スポーツ市民局地域安全推進課、教育委員会指導室、県警察本部、県防災安全局)</p>
事業概要	<p>自転車・二輪車の利用者としてなど、交通社会の一員として交通ルールを遵守し、責任をもって行動する健全な社会人の育成を目標とする。また、高等学校においては、将来の自動車運転者として備えるべき安全知識を醸成するため、参加・体験・実践型による交通安全教育を実施する。</p>
事業内容	<p><令和5年度計画></p> <p>[スポーツ市民局地域安全推進課、教育委員会指導室]</p> <p>1 警察署や少年サポートセンター等と連絡を取り、各学校における交通安全教育を推進する。</p> <p>2 学校教育の中での交通安全指導は、教科「保健体育」、ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事等の特別活動、総合的な探究の時間等を中心に学校教育全般を通じて、自転車の安全な利用、二輪車・自転車の特性、危険の予測と回避、応急措置等について更に理解を深めるとともに、交通社会における良き社会人として必要な交通マナーを身に付けるよう指導する。</p> <p>3 自転車の安全利用については、大型車両の左折巻き込みに対する注意、交差点の一時停止の徹底、二人乗り、並進、ながらスマホ等危険な乗り方の禁止等、ルールを守って安全に利用する指導の強化を図るとともに歩行者に対する安全への配慮についても指導する。また、「自転車交通安全指導の手引き」を活用し、自転車安全教育を推進する。</p> <p>4 自転車安全利用講習会等を開催し、ヘルメットの重要性を認識させるとともに、全年齢を対象にヘルメットの購入を補助し、ヘルメットの着用促進を図る。</p>

	<p>[県警察本部]</p> <p>5 企業や警察署主催による「自転車無事故無違反ラリー」を通じた自転車の交通法令の習得、交通安全意識の高揚や安全利用の促進を図る。</p> <p>6 ダミー人形を活用した衝突再現等、生徒に危険性を疑似体験させる自転車交通安全教室を開催し、ヘルメットの着用をはじめとした自転車の安全利用を促進する。</p> <p>[県防災安全局]</p> <p>7 安全運転推進重点広報啓発事業</p> <p>道路横断中の交通事故を減少させるため、ドライバーに対して主に「歩行者保護」を訴える交通安全LINEスタンプを制作・配布するとともに、歩行者に対して主に「ハンド・アップ運動」の実践を呼び掛けける啓発動画の放映、観光施設等におけるクイズラリーの実施、啓発品の配布を行う。</p> <p>8 自転車安全利用対策推進事業</p> <p>自転車を運転する際に起こりうる危険を体験できる自転車シミュレータを活用した参加体験型の出張講座を引き続き実施する。</p> <p>9 自転車安全利用促進事業</p> <p>「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、フードコートのデジタルサイネージを活用した広報により、努力義務としているヘルメット着用の重要性について広く周知するほか、広報宣伝車を運行し、交通ルールの遵守や、自転車損害賠償責任保険等への加入を呼びかける。また、左側通行の徹底を促す啓発用品及びヘルメットに貼付する反射シールを制作・配布する。</p>
(5) 成人に対する交通安全教育	
	<p>(実施機関：スポーツ市民局地域安全推進課、教育委員会生涯学習課、県警察本部、県防災安全局)</p>
事業概要	自動車等の安全運転の確保の観点から、免許取得時及び免許取得後の運転者の教育を中心として行うほか、社会人、大学生等に対する交通安全教育の充実に努める。
事業内容	<p><令和5年度計画></p> <p>[スポーツ市民局地域安全推進課]</p> <p>1 成人の日に、成人を迎える若者による交通安全宣言を行い、交通安全意識の醸成を図る。</p> <p>2 自動車や自転車運転中はスマートフォン等を使用しないなど、交通ルールの遵守と安全確認の重要性を呼びかける。</p> <p>3 自転車安全利用講習会等を開催し、ヘルメットの重要性を認識させるとともに、全年齢を対象にヘルメットの購入を補助し、ヘルメットの着用促進を図る。</p> <p>[教育委員会生涯学習課]</p> <p>4 市立幼稚園、小・中学校PTA、特別支援学校父母の会396団体を対象に開設委託をする「家庭教育セミナー」の中で、機会をとらえて、交通安全思想の高揚・強化の働きかけをする。</p>

	<p>5 歩行中の交通事故件数が特に多い6歳から8歳までの児童の交通安全を推進するため、適切な交通安全指導のポイントを周知する資料をホームページに掲載し、1・2年生の子どもをもつ家庭の交通安全教育を支援する。</p> <p>[県警察本部]</p> <p>6 運転免許取得時の初心運転者教育は、自動車教習所における教習が中心的役割を果たしていることから、教習水準の一層の向上に努める。</p> <p>7 免許取得後の運転者教育は、運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な知識及び技能並びに危険予測・回避能力の向上を図るほか、交通事故被害者等の心情と交通事故の悲惨さに対する理解及び運転者としての社会的責任と自覚を促す交通安全意識・交通マナーの向上を目標とする。</p> <p>8 公安委員会が行う各種講習、自動車教習所等が受講者の特性に応じて行う運転者教育及び事業所の安全運転管理者、運行管理者等が行う交通安全教育の充実強化を図る。</p> <p>9 地域・職域における運転者教育の実施</p> <p>(1) 飲酒運転の発生源対策、飲酒運転を許さない環境づくりと運転代行サービスの制度周知に向け、継続的な交通安全広報、啓発活動を推進する。</p> <p>(2) 飲酒運転根絶のための講習会、全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい着用の徹底を中心に参加・体験・実践型の講習会を実施する。</p> <p>[県防災安全局]</p> <p>10 安全運転推進重点広報啓発事業</p> <p>道路横断中の交通事故を減少させるため、ドライバーに対して主に「歩行者保護」を訴える交通安全LINEスタンプを制作・配布とともに、歩行者に対して主に「ハンド・アップ運動」の実践を呼び掛けける啓発動画の放映、観光施設等におけるクイズラリーの実施、啓発品の配布を行う。</p> <p>11 県政お届け講座</p> <p>県職員が無料で集会などの場に出向き、県政の様々な分野について分かりやすく説明を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テーマ名「ストップ・ザ 交通事故」 <p>交通事故に関するデータを交え、身近なところに潜む危険性や交通事故の回避方法を説明するとともに、交通事故死者数減少に向けた愛知県の取組について紹介する。</p> <p>12 自転車安全利用対策推進事業</p> <p>自転車を運転する際に起こりうる危険を体験できる自転車シミュレータを活用した参加体験型の出張講座を引き続き実施する。</p> <p>13 交差点事故防止啓発事業</p> <p>道路の横断に必要な判断力をチェックできる歩行環境シミュレータを活用した出張講座を開催する。</p> <p>14 ドライバーマナー向上推進事業</p> <p>県内在住・在勤者や県にゆかりのある著名人の交通安全宣言を収録し大</p>
--	--

	<p>型フードコートやサービスエリア等のデジタルサイネージで放映するとともに、車両運転中の「ながらスマホ」等危険運転防止キャンペーンを実施する。</p> <p>15 自転車安全利用促進事業 「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、フードコートのデジタルサイネージを活用した広報により、努力義務としているヘルメット着用の重要性について広く周知するほか、広報宣伝車を運行し、交通ルールの遵守や、自転車損害賠償責任保険等への加入を呼びかける。また、左側通行の徹底を促す啓発用品及びヘルメットに貼付する反射シールを制作・配布する。</p>
(6) 高齢者に対する交通安全教育	
	(実施機関：スポーツ市民局地域安全推進課、県警察本部、県防災安全局)
事業概要	運転免許の有無により交通ルールの知識に差があることに留意しながら、加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響への理解と、道路及び交通の状況に応じて安全に道路を通行するために必要な実践的技能、交通ルール等の知識の習得を目標とし、高齢者を対象とした、参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に推進する。
事業内容	<p><令和5年度計画></p> <p>[スポーツ市民局地域安全推進課]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者を交通事故から守る地域・家庭におけるひと声運動を推進する。 2 市民運動期におけるキャンペーンの実施等を通じて積極的に交通安全啓発を実施し、交通安全意識の高揚を図る。 3 地域における「ふれあい給食サービス」での交通安全啓発や交通安全教室などを実施する。 4 各警察署と連携した啓発活動を高齢者の事故が多い地域等で実施する。 5 自転車安全利用講習会等を開催し、ヘルメットの重要性を認識させるとともに、全年齢を対象にヘルメットの購入を補助し、ヘルメットの着用促進を図る。 6 高齢運転者の安全対策を推進するため、市民運動期におけるキャンペーンなど様々な機会を活用した啓発に積極的に努めるとともに、運転適性検査や危険予測が体験できる自動車シミュレータや自転車シミュレータを活用した啓発活動を実施する。 <p>[県警察本部]</p> <ol style="list-style-type: none"> 7 高齢者に対する交通安全啓発活動の実施 <ol style="list-style-type: none"> (1) 高齢者交通安全エリアにおける高齢者交通事故抑止活動 (2) 交通安全教育車や運転能力診断装置の活用 (3) 高齢者が被害者となる交通死亡事故発生時の高齢者世帯訪問活動による広報啓発 (4) 高齢者交通安全協力員による交通安全指導等 (5) 高齢者交通安全協力所における広報啓発 (6) 交通安全教育チーム“あゆみ”による派遣型交通安全教室の開催 (7) 高齢者を対象とした、参加・体験・実践型自転車教室の実施 (8) 自動車教習所と連携した実践型交通安全教室の開催

	<p>(9) 電動車いす利用者に対する交通安全教室の開催</p> <p>(10) 高齢者の自転車利用者に対する指導警告活動の実施</p> <p>(11) 高齢者の事故実態に応じた対策の実施</p> <p>8 高齢ドライバー対策の実施</p> <p>(1) VR（ヴァーチャル・リアリティ）映像や、可搬式運転シミュレータ等を活用した参加・体験型の交通安全教育の実施</p> <p>(2) シニアドライバーズスクールの実施</p> <p>(3) 高齢者の身体機能の変化と行動特性を捉えた交通安全教育の実施</p> <p>(4) 頻繁に交通事故を惹起する高齢運転者への交通安全教育の推進</p> <p>(5) 安全運転サポート車及びサポートカー限定免許等の普及啓発の促進</p> <p>(6) 高齢者交通安全センター制度（運転経歴証明書、サポートカー限定免許等の提示により飲食代の割引等が受けられる制度）の拡充</p> <p>9 高齢者に対する総合的な交通安全対策</p> <p>一般ドライバーの歩行者等保護意識の醸成や運転免許証の自主返納をしやすい環境づくり、企業によるCSR・CSVとしての交通安全への参画を働き掛けるなど、高齢者の交通安全に係る総合的な対策を推進する。</p> <p>[県防災安全局]</p> <p>10 安全運転推進重点広報啓発事業</p> <p>道路横断中の交通事故を減少させるため、ドライバーに対して主に「歩行者保護」を訴える交通安全LINEスタンプを制作・配布するとともに、歩行者に対して主に「ハンド・アップ運動」の実践を呼び掛ける啓発動画の放映、観光施設等におけるクイズラリーの実施、啓発品の配布を行う。</p> <p>11 自転車安全利用対策推進事業</p> <p>自転車を運転する際に起こりうる危険を体験できる自転車シミュレータを活用した参加体験型の出張講座を引き続き実施する。</p> <p>12 交差点事故防止啓発事業</p> <p>道路の横断に必要な判断力をチェックできる歩行環境シミュレータを活用した出張講座を引き続き実施する。</p> <p>13 高齢者交通安全広報事業</p> <p>高齢者等の交通事故防止を図るため、鉄道の中吊り広告、レストランのテーブルステッカー等による広報及び啓発イベントを開催することにより、広く県民に対しての交通ルール遵守と交通安全意識の高揚を呼びかける。</p> <p>また、高齢運転者による交通事故を防止するため、高齢運転者とその家族に対して、安全運転サポート車、運転免許証の自主返納制度、サポートカー限定免許制度、反射材やヘルメットの着用促進等について周知を図る。</p> <p>14 ドライバーマナー向上推進事業</p> <p>県内在住・在勤者や県にゆかりのある著名人等の交通安全宣言を収録し、大型商業施設等のフードコートやサービスエリア等のデタルサイネージで放映するとともに、車両運転中の「ながらスマホ」等危険運転防止キャンペーンを実施する。</p>
--	--

	<p>15 高齢者交通安全対策会議の開催 愛知県、県教育委員会、県警察本部、名古屋市等で構成する会議を開催し、高齢者交通安全対策に係る施策を推進する。</p> <p>16 自転車安全利用促進事業 「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、フードコートのデジタルサイネージを活用した広報により、努力義務としているヘルメット着用の重要性について広く周知するほか、広報宣伝車を運行し、交通ルールの遵守や、自転車損害賠償責任保険等への加入を呼びかける。また、左側通行の徹底を促す啓発用品及びヘルメットに貼付する反射シールを制作・配布する。 加えて、県内の高齢者から「高齢者ヘルメット着用促進モニター」を選任し、高齢者へのヘルメット着用意識の波及を図る。</p>
(7) 障害者に対する交通安全教育	
(実施機関：スポーツ市民局地域安全推進課、県警察本部、県防災安全局)	
事業概要	交通安全のために必要な技能及び知識の習得のため、字幕入りビデオの活用等に努めるとともに、参加・体験・実践型の交通安全教育を開催するなど、障害の程度に応じたきめ細かな交通安全教育を推進する。
事業内容	<p><令和5年度計画></p> <p>1 障害者支援施設や介護施設等における交通安全教育の機会の提供に努める。</p>
(8) 外国人に対する交通安全教育	
(実施機関：スポーツ市民局地域安全推進課、県警察本部、県防災安全局)	
事業概要	我が国の交通ルールに関する知識の普及による交通事故防止を目的として交通安全教育を推進する。定住外国人に対しては、母国との交通ルールの違いや交通安全に対する違いを理解させるなど、効果的な交通安全教育を推進するとともに、外国人を雇用する使用者等を通じ、外国人の講習会等への参加を促進する。
事業内容	<p><令和5年度計画></p> <p>[スポーツ市民局地域安全推進課]</p> <p>1 市公式ウェブサイト及び外国人向けの生活情報を案内する「名古屋生活ガイド」において、英語はじめ8カ国語による基本的な交通ルールについての説明を掲載するとともに、外国語対応の交通安全DVDの貸出を行い、交通ルールの周知・啓発を図る。</p> <p>[県警察本部]</p> <p>2 外国人集住地域における安全確保のため、外国人集住地域周辺の小・中・高等学校に対し、自治体等と連携した参加・体験・実践型の自転車教室や交通安全啓発キャンペーンを積極的に実施する。</p> <p>[県防災安全局]</p> <p>3 英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語の交通安全ビデオの貸出しを実施する。</p>

2 効果的な交通安全教育の推進

(実施機関：スポーツ市民局地域安全推進課、県警察本部、県防災安全局)

事業概要	交通安全教育を行う際は、受講者が安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を習得し、かつ、その必要性を理解できるよう、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に活用するものとし、更にその効果の確認、見直しを行うなど、常に効果的な交通安全教育ができるように努める。
事業内容	<p><令和5年度計画></p> <p>[スポーツ市民局地域安全推進課]</p> <p>1 交通安全教室用資機材の貸与 交通安全DVDの貸し出しや、交通安全教室用機材（大型紙芝居）等の区への配備により、幼児・児童などを対象とする交通安全教室において活用する。</p> <p>2 自動車・自転車シミュレータの活用 自動車や自転車を利用する際に起こり得る危険等を体験することができる「自動車・自転車シミュレータ」を活用し、加害者または被害者にならないよう、自動車や自転車の安全で安心な乗り方を学ぶ場を提供する。</p> <p>3 交通指導員の能力向上 段階に応じたきめ細かな研修を通じて、交通指導員の能力向上を図る。 [県警察本部]</p> <p>4 交通安全教育チーム“あゆみ”を中心として、歩行訓練・自転車教室等の参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。</p> <p>5 あいち交通安全ネット（Iネット）により、県・自治体・交通関係団体等に交通事故情勢、交通安全ワンポイントアドバイスなどをタイムリーに提供する。</p> <p>6 交通安全教育指導者の養成 各種交通安全教室などを通じて、保育士、教諭、保護者、高齢者交通安全協力員等を地域の交通安全指導者として養成する。</p> <p>7 Twitter、YouTube等の活用により、交通安全に関する身近な情報を効果的に発信する。 [県防災安全局]</p> <p>8 交通安全情報の共有化</p> <p>(1) 県警察と共同構築したあいち交通安全ネット（Iネット）による情報配信</p> <p>(2) 愛知県交通安全推進協議会実施機関・団体（269機関等）に対する電子メール・ファックスによる情報配信</p> <p>9 資機材の貸与事業（交通安全DVD・ビデオ等の貸出し） 県が作成した愛知県ドライバーマナーアップ啓発ムービーを始め各種の交通安全啓発DVD・ビデオ等の貸出しを実施する。</p> <p>10 自転車安全利用対策推進事業 自転車を運転する際に起こりうる危険を体験できる自転車シミュレータを活用した参加体験型の出張講座を引き続き実施する。</p> <p>11 交差点事故防止啓発事業 道路の横断に必要な判断力をチェックできる歩行環境シミュレータを</p>

	<p>活用した出張講座を開催する。</p> <p>12 交通安全教育ボランティア「かけ橋」派遣事業 交通安全教育に関心・意欲があり、手品や人形劇、バルーンアートなどの特技を持ち、ボランティアとして活躍したい人材を広く県民から募集・登録して、子供向けの交通安全活動を企画する地域団体等からの要請に応じて登録者を派遣する。特技を活用した交通安全教育を実施することで幼少期から交通安全に关心を持ってもらう。</p> <p>13 県民事務所交通安全啓発活動 (1) 市町村の行催事に合わせた交通安全キャンペーンの実施 (2) 安全なまちづくり・交通安全活動推進員による交通安全教室の開催</p> <p>14 自転車安全利用促進事業 「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、フードコートのデジタルサイネージを活用した広報により、努力義務としているヘルメット着用の重要性について広く周知するほか、広報宣伝車を運行し、交通ルールの遵守や、自転車損害賠償責任保険等への加入を呼びかける。また、左側通行の徹底を促す啓用品及びヘルメットに貼付する反射シールを制作・配布する。</p>
--	---

3 交通安全に関する普及啓発活動の推進

(実施機関：スポーツ市民局、環境局、教育委員会事務局、中部運輸局、県警察本部、県防災安全局、中日本高速道路株式会社、名古屋高速道路公社)

(1) 交通安全市民運動の推進

(実施機関：スポーツ市民局地域安全推進課、県警察本部、県防災安全局、中日本高速道路株式会社、名古屋高速道路公社)

事業概要	家庭・地域・職域から交通事故を防止するため、関係機関・団体が相互に連携して市民運動を組織的・継続的に展開する。また、市民のニーズ等をふまえた市民本位の運動の実施に努める。																										
事業内容	<p><令和5年度計画></p> <p>[スポーツ市民局地域安全推進課、県警察本部、県防災安全局]</p> <p>1 強調期・強調日運動</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>春の交通安全市民運動</td> <td>5月 11日から 20日 (10日間)</td> </tr> <tr> <td>交通事故死ゼロを目指す日</td> <td>5月 20日、9月 30日</td> </tr> <tr> <td>自転車安全利用促進強調月間</td> <td>5月・11月 (各 1箇月間)</td> </tr> <tr> <td>自転車・二輪車安全利用月間</td> <td>5月</td> </tr> <tr> <td>名古屋さわやかロード月間</td> <td>6月 (1箇月間)</td> </tr> <tr> <td>夏の交通安全市民運動</td> <td>7月 11日から 20日 (10日間)</td> </tr> <tr> <td>バイクの日</td> <td>8月 19日</td> </tr> <tr> <td>高齢者交通安全週間</td> <td>9月 14日から 9月 20日 (1週間)</td> </tr> <tr> <td>秋の交通安全市民運動</td> <td>9月 21日から 30日 (10日間)</td> </tr> <tr> <td>年末の交通安全市民運動</td> <td>12月 1日から 10日 (10日間)</td> </tr> <tr> <td>交通事故死ゼロの日</td> <td>毎月 10日・20日・30日</td> </tr> <tr> <td>高齢者を交通事故から守る日</td> <td>毎月 30日、2月は末日</td> </tr> <tr> <td>こどもを交通事故から守る日</td> <td>毎月 10日</td> </tr> </tbody> </table>	春の交通安全市民運動	5月 11日から 20日 (10日間)	交通事故死ゼロを目指す日	5月 20日、9月 30日	自転車安全利用促進強調月間	5月・11月 (各 1箇月間)	自転車・二輪車安全利用月間	5月	名古屋さわやかロード月間	6月 (1箇月間)	夏の交通安全市民運動	7月 11日から 20日 (10日間)	バイクの日	8月 19日	高齢者交通安全週間	9月 14日から 9月 20日 (1週間)	秋の交通安全市民運動	9月 21日から 30日 (10日間)	年末の交通安全市民運動	12月 1日から 10日 (10日間)	交通事故死ゼロの日	毎月 10日・20日・30日	高齢者を交通事故から守る日	毎月 30日、2月は末日	こどもを交通事故から守る日	毎月 10日
春の交通安全市民運動	5月 11日から 20日 (10日間)																										
交通事故死ゼロを目指す日	5月 20日、9月 30日																										
自転車安全利用促進強調月間	5月・11月 (各 1箇月間)																										
自転車・二輪車安全利用月間	5月																										
名古屋さわやかロード月間	6月 (1箇月間)																										
夏の交通安全市民運動	7月 11日から 20日 (10日間)																										
バイクの日	8月 19日																										
高齢者交通安全週間	9月 14日から 9月 20日 (1週間)																										
秋の交通安全市民運動	9月 21日から 30日 (10日間)																										
年末の交通安全市民運動	12月 1日から 10日 (10日間)																										
交通事故死ゼロの日	毎月 10日・20日・30日																										
高齢者を交通事故から守る日	毎月 30日、2月は末日																										
こどもを交通事故から守る日	毎月 10日																										

	横断歩道の日	毎月 10 日
	自転車・二輪車安全利用の日	毎月 20 日
	「カチッと 100 !」シートベルト・チャイルドシート着用徹底強化旬間	2 月 11 日から 20 日、6 月 11 日～6 月 20 日、11 月 11 日～11 月 20 日
	県内一斉シートベルト・チャイルドシート関所	2 月 17 日
	「ライト・オン運動」(夕暮れ時の前照灯早め点灯運動)	通年
	飲酒運転根絶の日	毎月第 4 金曜日
	飲酒運転根絶強調月間	12 月

[スポーツ市民局地域安全推進課]

2 各種広報媒体による啓発の実施
広報なごや、市政情報番組等を活用し、交通安全の呼び掛けを行う。

3 ポスター 約 55, 420 枚

4 交通安全・生活安全ニュース 52, 800 部

5 交通安全・生活安全市民大会の開催
交通安全推進関係者等をはじめ市民参加による市民大会を開催し、交通事故抑止に向けて、いっそう活動を強化することを誓いあい、交通安全に功労のあった個人・団体を表彰する。
令和 6 年 2 月 7 日 (水) 日本特殊陶業市民会館

[県警察本部]

6 広報啓発と交通指導取締りを連動させた活動の推進

(1) 「交通事故死ゼロの日」等における官民一体となった交通監視活動

(2) 通学路における交通指導取締り及び通学児童等に対する交通安全指導の実施

7 交通情報板等を活用した広報啓発活動の推進
交通情報板等を活用し交通安全運動に連動した広報啓発活動を推進する。

8 各種媒体を活用した広報啓発活動の推進
県警ホームページ、twitter 等を活用するなど、幅広い年齢層に交通安全運動の周知を図り、交通安全意識の高揚を図る。

[県防災安全局]

9 各季の交通安全県民運動等で各種広報媒体による啓発の実施

- ・ポスター 54, 000 枚
- ・チラシ 90, 000 枚
- ・シートベルト・チャイルドシートリーフレット 50,000 枚

10 交通安全県民大会の開催
年初に県民大会を開催し、交通事故防止を誓うとともに交通安全功労者の表彰を行い、県民の交通安全意識の高揚を図る。
令和 6 年 1 月 25 日(木)予定

[名古屋高速道路公社]

11 名古屋高速道路における交通安全運動の推進を目的とし、春・夏・秋・年末の交通安全運動において交通安全啓発物品の配布及び交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践に向けて JAF (日本自動車連盟) とイベ

	<p>ントを開催する。また、高速道路本線上に横断幕の掲出等を行い、飲酒運転の根絶、後部座席を含むシートベルトとチャイルドシートの正しい着用、落下物防止の徹底など安全運転意識の高揚を図る。さらに、情報板による道路情報表示や誤進入防止を啓発するチラシの配布等交通安全広報に努める。</p> <p>12 ラジオCM放送により、速度抑制、安全運転及び合流注意などの安全運転啓発に努める。</p> <p>13 名古屋高速道路広報資料センター（ネックス・プラザ）を通じて、地域住民の方に名古屋高速道路への理解と交通安全への関心を深めていただくよう努める。</p>
--	---

(2) 横断歩行者の安全確保

(実施機関：スポーツ市民局地域安全推進課、県警察本部、県防災安全局)

事業概要	<p>横断歩道における歩行者優先を徹底させる広報啓発活動や横断歩行者等妨害等違反の交通指導取締活動を推進する。</p>
事業内容	<p><令和5年度計画></p> <p>[スポーツ市民局地域安全推進課]</p> <p>1 市民運動期におけるキャンペーンの実施等を通じて、運転者に対し横断歩道は歩行者優先等、歩行者保護の啓発を行う。</p> <p>2 職員が横断歩道等で歩行者等を見かけたら必ず止まるといった「歩行者保護」を実践した模範運転を率先して行い、通行車両・歩行者等に対し「歩行者保護」を訴えるステッカーを市公用車に貼付して広報活動を行う「歩行者保護モデルカー事業」を実施する。</p> <p>[県警察本部]</p> <p>3 悪質性、危険性及び迷惑性の高い交通違反の指導取締り</p> <p>交通事故多発交差点等における横断歩行者等妨害等の取締り、通学路における交通指導取締り等を強化する。</p> <p>4 横断歩行者の安全確保に向けた広報啓発活動等</p> <p>運転者に対しては、ダイヤマークの周知を図るとともに、歩行者事故が多発する地域等において重点的に各種活動を推進し、歩行者が被害者となる交通事故抑止を図る。</p> <p>また、歩行者に対しても、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始め、横断中の周りに気をつけること等、歩行者が自らの安全を守るためにの交通行動を促すための交通安全教育等を推進する。</p> <p>[県防災安全局]</p> <p>5 交通安全スリーS運動の実施</p> <p>自動車、自転車運転者が交通事故を防ぐため、特に心掛ける運転行動を啓発する「交通安全スリーS運動」を展開する。</p> <p>Stop (ストップ) ・赤信号は確実にストップ、一時停止場所では自転車もストップ</p> <p>・横断歩道や交差点では歩行者優先</p> <p>・飲酒運転の根絶</p> <p>Slow (スロー) ・子どもや高齢者を見かけたらスローな運転</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・見通しが悪い交差点では徐行 <p>Smart (スマート)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての人に対して思いやりをもった運転と、運転中はスマートフォン等を絶対使用しないスマートな運転 ・シートベルトの全席着用の徹底 ・急発進や急制動をしない、落ち着いたアクセルの踏み込みなど環境に配慮したスマートな運転
6	<h3>ハンド・アップ運動の推進</h3> <p>歩行者が横断時に、ドライバーと意思疎通を図る横断方法を提唱するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩行者は、左右の安全確認をし、手を挙げるなどドライバーに横断する意思を明確に伝えてから横断する。特にこどもは、横断中もドライバーから目立つよう手を挙げて横断する。 ・歩行者は、車が止まっても左右の安全確認をしてから渡り、横断途中も他の車が来ていないか注意する。 ・歩行者は、停止したドライバーに会釈するなど感謝を伝える。 ・ドライバーは、道路上のダイヤマークを見たら、横断者が横断歩道付近にいる場合はその手前で安全に停止することができるよう、スピードを落として走行する。 ・ドライバーは、横断中又は横断しようとしている歩行者・自転車を見掛けたら、必ず横断歩道等の手前で止まる。 <p>このような運転者と歩行者がお互いを尊重し、温かい思いやりの輪が広がるような行動を「ハンド・アップ運動」として推進し、各種の行事、啓発活動等を通じて普及・浸透を図る。</p>
7	<h3>安全運転推進重点広報啓発事業</h3> <p>道路横断中の交通事故を減少させるため、ドライバーに対して主に「歩行者保護」を訴える交通安全 LINE スタンプを制作・配布とともに、歩行者に対して主に「ハンド・アップ運動」の実践を呼び掛ける啓発動画の放映、観光施設等におけるクイズラリーの実施、啓発品の配布を行う。</p>
8	<h3>高齢者交通安全広報事業</h3> <p>高齢者等の交通事故防止を図るため、鉄道の中吊り広告、レストランのテーブルステッカー等による広報及び啓発イベントを開催することにより、広く県民に対しての交通ルール遵守と交通安全意識の高揚を呼びかける。</p> <p>また、高齢運転者による交通事故を防止するため、高齢運転者とその家族に対して、安全運転サポート車、運転免許証の自主返納制度、サポートカー限定免許制度、反射材やヘルメットの着用促進等について周知を図る。</p>
9	<h3>通学路の交通安全対策事業</h3> <p>児童の通学時間帯に、サイン板等を活用した立哨活動により啓発活動を実施する企業等を募集し、啓発資材の提供により企業等の交通安全活動の支援を行い、通学路における交通事故の防止を図る。</p>
<p>(3) 交差点事故を防止するための啓発活動等の推進</p> <p>(実施機関：スポーツ市民局地域安全推進課、県警察本部、県防災安全局)</p>	

事業概要	事故多発交差点や交差点事故の実態、特徴等を広く周知するなど、各種啓発活動等を推進することにより、交差点事故防止のための交通安全知識の普及、交通安全意識の向上を図る。
事業内容	<p><令和5年度計画></p> <p>[スポーツ市民局地域安全推進課]</p> <p>1 歩行者、自転車の人身事故が多発する交差点において、重点的に啓発活動等を行うことで、交差点での安全な行動の啓発を図る。 [県防災安全局]</p> <p>2 ハンド・アップ運動の推進</p> <p>歩行者が横断時に、ドライバーと意思疎通を図る横断方法を提唱するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩行者は、左右の安全確認をし、手を挙げるなどドライバーに横断する意思を明確に伝えてから横断する。特にこどもは、横断中もドライバーから目立つよう手を挙げて横断する。 ・歩行者は、車が止まても左右の安全確認をしてから渡り、横断途中も他の車が来ていないか注意する。 ・歩行者は、停止したドライバーに会釈するなど感謝を伝える。 ・ドライバーは、道路上のダイヤマークを見たら、横断者が横断歩道付近にいる場合はその手前で安全に停止することができるよう、スピードを落として走行する。 ・ドライバーは、横断中又は横断しようとしている歩行者・自転車を見掛けたら、必ず横断歩道等の手前で止まる。 <p>このような運転者と歩行者がお互いを尊重し、温かい思いやりの輪が広がるような行動を「ハンド・アップ運動」として推進し、各種の行事、啓発活動等を通じて普及・浸透を図る。</p> <p>3 交通安全スリーS運動の推進</p> <p>交差点事故の防止や思いやり意識の醸成等を図るために、自動車、自転車利用者が特に心掛ける運転行動を啓発するため「交通安全スリーS運動」を開催する。</p> <p>4 交差点事故防止啓発事業</p> <p>道路の横断に必要な判断力をチェックできる歩行環境シミュレータを活用した出張講座を開催する。 [県警察本部]</p> <p>5 交差点における街頭指導の強化</p> <p>交通事故の多発傾向にある交差点等における「見える・目立つ・聞こえる」街頭活動により、通行するドライバー等の交通安全意識の高揚を図る。</p>
(4) 自転車等の安全利用の推進	
(実施機関：スポーツ市民局地域安全推進課、教育委員会指導室、県警察本部、県防災安全局)	
事業概要	自転車乗用中の交通事故を防止し自転車の安全利用を促進するため、歩行者や他の車両に配慮した通行等、自転車の正しい乗り方に関する普及啓発の強化を図るとともに、参加・体験・実践型の交通安全教室や啓発活動を通じ、自転車安全利用の促進を図る。また、全年齢層の自転車利用者等に対し、ヘルメットの着用を促進する。

事業内容

＜令和5年度計画＞

[スポーツ市民局地域安全推進課]

- 1 名古屋市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の改正内容を周知するとともに、市民の交通の安全の確保及び自転車事故による被害者の保護を図るため、交通安全教育を充実するほか、自転車利用者のヘルメット着用を促進、自転車損害賠償保険等への加入義務についての啓発などを行う。
- 2 5月・11月の「自転車安全利用促進強調月間」において、自転車の交通ルールや自転車利用のマナーアップを呼びかける各種広報・啓発活動を実施する。
- 3 市内全小・中学校の新入学児童・生徒へ、自転車の安全利用を訴えるリーフレット等を配布する。
- 4 交通指導員による児童を対象とした参加、体験、実践型の交通安全教室を開催する。
- 5 自転車安全利用講習会等を開催し、ヘルメットの重要性を認識させるとともに、全年齢を対象にヘルメットの購入を補助し、ヘルメットの着用促進を図る。
- 6 児童・幼児の自転車乗車時のヘルメットの着用促進
幼児・児童の保護者に対し、幼稚園・保育園・認定こども園、小学校等における交通安全教室において広報啓発を行う。
- 7 自転車安全利用啓発
自転車交通事故多発交差点などにおいてチラシ、ガイドブック及び啓発物品の作成・配布を通じ、自転車の交通ルール等の周知・啓発を行うほか、自転車事故に備えた保険への加入促進を図る。
- 8 各警察署で選定した自転車指導啓発重点地区・路線で警察署と連携した啓発活動を実施する。
- 9 愛知サマーセミナーでの講座開講
「愛知県私立学校教職員組合連合」と「私学をよくする愛知父母懇談会」を中心とする「愛知サマーセミナー実行委員会」が主催する「愛知サマーセミナー」に講座を開講し、自転車の安全利用など、交通ルールについて教室を行う。
[県警察本部]
- 10 参加・体験・実践型の交通安全教室等
 - (1) 高齢者を対象とした、参加・体験・実践型自転車教室の実施
 - (2) 交通安全高齢者自転車愛知県大会（令和5年11月16日（木））を通じた交通ルールの周知と安全利用の促進
- 11 自転車安全利用の促進
自転車の安全利用を促進するための広報啓発活動、指導取締り、通行環境の整備等を推進し、全ての自転車利用者に対して自転車の通行ルール等の周知を図る。
- 12 5月中(自転車月間)における広報啓発活動の実施
5月を「自転車月間」として自転車の安全利用に資する広報啓発活動、自転車の交通ルールの周知に向けた安全教育等を推進する。

	<p>13 反射材の普及促進 自治体、交通関係団体と連携し、街頭キャンペーンなどを実施し、自転車への反射材の取付けを促進する。</p> <p>14 自転車用ヘルメットの着用の促進 道路交通法において、すべての自転車利用者の乗車用ヘルメットの着用が努力義務化となつことなどから、自転車事故の実態やヘルメットの被害軽減効果についての広報啓発活動を推進し、全ての年齢層の自転車利用者に対し、自転車乗車中のヘルメット着用を促進する。</p> <p>15 自転車損害賠償責任保険等への加入促進 高額賠償を負つた具体的な事故事例の提示等により、自転車損害賠償責任保険等の必要性を理解させ、加入促進を図る。</p> <p>16 幼児二人同乗用自転車の安全利用の周知徹底 幼稚園・保育所などにおける自転車教室等の機会を通じ、幼児二人同乗用自転車の安全利用に係る広報啓発活動を実施する。</p> <p>17 自転車指導啓発重点地区・路線における啓発活動の強化 自転車指導啓発重点地区・路線（21地区・23路線）を中心に、自治体や関係機関・団体、交通ボランティア等と連携した啓発活動を強化する。</p> <p>18 安全教育の機会が少ない高齢者・社会人・大学生・主婦等への自転車安全教室への参加促進 安全教育の対象者を高齢者・社会人・大学生・主婦等、幅広い年齢層に拡大するため、児童・生徒を対象とした自転車教室への保護者の参加要請や、安全運転管理者を通じた事業所レベルでの安全教室の開催等の工夫を行う。</p> <p>19 自転車運転者講習制度の周知徹底 平成27年6月1日に導入された自転車の運転による交通の危険を防止するための自転車運転者講習制度の周知を図り、自転車利用者の交通ルール遵守意識を醸成する。</p> <p>20 特定小型原動機付自転車に関する交通ルールの周知と安全教育の推進 道路交通法の改正により、令和5年7月1日から特定小型原動機付自転車が新たな車両区分として設けられることから、関係機関・団体と連携し、参加・体験・実践型の交通安全教室を開催し、交通ルールの周知と安全利用の促進を図る。</p> <p>21 特定小型原動機付自転車運転者講習制度の周知徹底 特定小型原動機付自転車の新設に伴い、同車の運転による交通の危険を防止するため、特定小型原動機付自転車運転者講習制度の運用が始まるところから、同制度の周知を図り、交通ルール遵守意識を醸成する。</p> <p>[県防災安全局]</p> <p>22 自転車安全利用対策推進事業 自転車を運転する際に起こりうる危険を体験できる自転車シミュレータを活用した参加体験型の出張講座を引き続き実施する。</p> <p>23 自転車・二輪車安全利用の日等における啓発活動の推進 自転車・二輪車安全利用の日、月間等を通じて、自転車の点検整備や夜間の交通事故防止のための灯火及び反射器材の取付の普及促進を図る。</p>
--	---

	<p>(1) 自転車・二輪車安全利用の日 每月20日</p> <p>(2) 自転車・二輪車安全利用月間 5月</p> <p>24 交通安全スリーS運動の推進</p> <p>自転車も車両の一種であり、乗り方によっては歩行者に危害を加えるおそれがあることから、自転車の安全利用を図るため「交通安全スリーS運動」を推進する。</p> <p>25 自転車安全利用促進事業</p> <p>「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、フードコートのデジタルサイネージを活用した広報により、努力義務としているヘルメット着用の重要性について広く周知するほか、広報宣伝車を運行し、交通ルールの遵守や、自転車損害賠償責任保険等への加入を呼びかける。また、左側通行の徹底を促す啓発用品及びヘルメットに貼付する反射シールを制作・配布するほか、県内の企業・学校等からヘルメット着用促進に向けた取組を表明するヘルメット着用促進宣言を募集する。</p> <p>加えて、県内の高齢者から「高齢者ヘルメット着用促進モニター」を選任し、高齢者へのヘルメット着用意識の波及を図る。</p>
(5) 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底	
実施機関	(実施機関：スポーツ市民局地域安全推進課、中部運輸局、県警察本部、県防災安全局)
事業概要	関係機関・団体等との協力の下、シートベルト・チャイルドシートの日及び同着用徹底強化旬間を始めとして、あらゆる機会・媒体を通じて積極的に普及啓発活動を展開し、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの着用の徹底を図る。
事業内容	<p><令和5年度計画></p> <p>[スポーツ市民局地域安全推進課、県防災安全局]</p> <p>1 シートベルト・チャイルドシート着用徹底</p> <p>「カチッと100！」を合言葉に、着用率100%をめざす。</p> <p>(1) 「カチッと100！」シートベルト・チャイルドシートの着用徹底運動の展開</p> <p>ア 「カチッと100！」シートベルト・チャイルドシート着用徹底強化旬間（2月11日～20日、6月11日～20日、11月11日～20日）</p> <p>イ 県内一斉シートベルト・チャイルドシート関所（2月17日）</p> <p>(2) 企業・事業所による全座席シートベルト着用の促進</p> <p>パートナーシップ企業等に対して全座席シートベルト着用を促進し、情報の提供や啓発物等を配布するなど、取組を支援する。</p> <p>2 交通安全スリーS運動の推進</p> <p>シートベルト着用は乗車時の見だしなみと捉え、全席着用の徹底を図るため「交通安全スリーS運動」を推進する。</p> <p>[中部運輸局]</p> <p>3 春・秋の交通安全運動、年末年始の輸送等安全総点検において、シートベルト着用について啓発する。</p> <p>4 バス・タクシー等における乗客のシートベルト着用について、関係事業者等を通じて指導徹底を図る。</p>

	<p>[県警察本部]</p> <p>5 広報資料やシートベルトコンビンサーを活用した広報啓発活動の実施</p> <p>6 交通情報板等を活用した広報活動を実施</p>
(6) チャイルドシートの正しい使用の徹底	
(実施機関：スポーツ市民局地域安全推進課、中部運輸局、県警察本部、県防災安全局)	
事業概要	<p>幼稚園・保育所、販売店等と連携し、保護者に対する効果的な広報啓発・指導を推進する。また、新基準（i-SIZE）に対応したチャイルドシートの普及促進、製品ごとの安全性に関する比較情報の提供、分かりやすい取扱説明書の作成等、チャイルドシート製作業者又は自動車製作業者における取組を促すとともに、販売店等における利用者への正しい使用の指導・助言や、チャイルドシートを必要とする方々への情報提供が行き渡るようにするために、産婦人科等を通じた正しい使用方法の周知などを推進する。</p>
事業内容	<p><令和5年度計画></p> <p>[スポーツ市民局地域安全推進課、県防災安全局]</p> <p>1 街頭において、チャイルドシート使用調査を実施する。</p> <p>2 「カチッと100！」シートベルト・チャイルドシートの着用徹底運動の展開</p> <p>(1) 「カチッと100！」シートベルト・チャイルドシート着用徹底強化旬間（2月11日～20日、6月11日～20日、11月11日～20日）</p> <p>(2) 県内一斉シートベルト・チャイルドシート関所（2月17日）</p> <p>3 広報啓発活動の推進</p> <p>「カチッと100！」を合言葉に、あらゆる機会を通じ、チャイルドシートの着用に的を絞った効果的な広報・啓発活動を推進する。</p> <p>シートベルト・チャイルドシートリーフレット 50,000枚</p> <p>[中部運輸局]</p> <p>4 チャイルドシートを取り付ける際の誤使用防止や、側面衝突時の安全確保等の要件を定めた新基準（i-SIZE）に対応したチャイルドシートの普及促進、チャイルドシートと座席との適合性の公表の促進、製品ごとの安全性に関する比較情報の提供を行うとともに、正しい使用方法の周知徹底を推進する。</p> <p>5 街頭検査において、チャイルドシートの啓発を行う。</p> <p>[県警察本部]</p> <p>6 「交通安全モデル園」の指定</p> <p>(1) 指定園数 16園</p> <p>(2) モデル園プレート 16本</p> <p>7 交通情報板等を活用した広報活動を実施</p>
(7) 反射材用品等の普及促進	
(実施機関：スポーツ市民局地域安全推進課、県警察本部、県防災安全局)	
事業概要	<p>夕暮れ時から夜間における視認性を高め、歩行者及び自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材用品等の普及を図るために、各種広報媒体を活用して積極的な広報啓発を推進するとともに、反射材用品等の視認性効果、</p>

	使用方法等について理解を深めるため、参加・体験・実践型の交通安全教室の実施及び関係機関・団体と協力した反射材用品等の展示会の開催等を推進する。
事業内容	<p><令和5年度計画></p> <p>[スポーツ市民局地域安全推進課]</p> <p>1 地域福祉推進協議会等が開催している「ふれあい給食サービス」において、交通安全啓発を実施するとともに、反射材の利用促進を行う。</p> <p>2 交通安全キャンペーン時など、あらゆる機会において、反射材の有能性を周知するとともに、反射材の普及啓発活動を実施する。</p> <p>[県警察本部]</p> <p>3 参加・体験・実践型の交通安全教室の開催</p> <p>各季の交通安全運動を中心に、街頭キャンペーンや、反射材の効果を実証する参加・体験・実践型の交通安全教室を開催する。</p> <p>4 高齢者交通安全協力所等における普及促進</p> <p>高齢者交通安全協力所や反射材を取り扱う販売店等と連携した広報啓発活動などにより反射材用品等の普及促進に努める。</p> <p>5 ライト・オン運動（夕暮れ時の前照灯早め点灯運動）の実施</p> <p>各季の交通安全運動を中心に、街頭キャンペーンを実施するほか、各種交通安全教室・講話において広報啓発に努める。</p> <p>[県防災安全局]</p> <p>6 各季の交通安全県民運動を通じた普及啓発</p> <p>街頭啓発活動や高齢者が多数集まる祭礼・行事等において啓発品の配布を実施する。</p> <p>7 交通安全県民運動として、ライト・オン運動（夕暮れ時の前照灯早め点灯運動）を通年実施</p> <p>8 高齢者交通安全広報事業</p> <p>高齢者等の交通事故防止を図るため、鉄道の中吊り広告、レストランのテーブルステッカー等による広報及び啓発イベントを開催することにより、広く県民に対しての交通ルール遵守と交通安全意識の高揚を呼びかける。</p> <p>また、高齢運転者による交通事故を防止するため、高齢運転者との家族に対して、安全運転サポート車、運転免許証の自主返納制度、サポートカー限定免許制度、反射材やヘルメットの着用促進等について周知を図る。</p>
(8) 飲酒運転の根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進	
(実施機関：スポーツ市民局地域安全推進課、県警察本部、県防災安全局)	
事業概要	関係機関・団体と連携を強化し、春、夏、秋及び年末の交通安全市民運動を始め飲酒運転根絶強調月間（12月）等において、飲酒運転根絶の気運をより一層高めるためのキャンペーン、広報啓発活動を実施し、規範意識の確立を図る。
事業内容	<p><令和5年度計画></p> <p>[スポーツ市民局地域安全推進課]</p> <p>1 各期の交通安全市民運動や飲酒運転根絶強調月間（12月）を中心としたキャンペーン等を通じて、広報啓発活動を実施する。</p>

	<p>[県警察本部]</p> <p>2 飲酒運転根絶キャンペーンの実施</p> <p>交通関係団体と連携した飲酒運転根絶キャンペーンを実施するとともに、「ハンドルキーパー運動」の普及促進を図る。</p> <p>3 地域、職域との連携</p> <p>地域の交通ボランティアや安全運転管理者等を通じて、地域、職場における飲酒運転根絶気運の高揚を図るとともに、安全運転管理者等による運転者の運転前後に目視等による酒気帯びの有無の確認と記録の保存が義務化されていることから、これらが確実に履行されるよう事業者等への指導を徹底する。</p> <p>4 酒類関係団体等との連携</p> <p>酒の製造・販売業者、酒類提供飲食店、駐車場関係者等に対し、飲酒運転を根絶するための取組を要請する。</p> <p>5 自動車運転代行業利用者の利便性・安心感の向上</p> <p>酒類提供飲食店等に対し、自動車運転代行業に関する情報の提供や店内への運転代行業者連絡先の掲示の働き掛けを実施するなど、利用者の利便性・安心感の向上を図るための施策を推進する。</p> <p>6 広報啓発の徹底</p> <p>あらゆる機会や広報媒体を通じて、自動車運転代行制度の周知のほか、酒酔い運転等の悪質・危険な違反行為をした者、車両提供者、酒類提供者、同乗者等に対する罰則及び運転免許の行政処分について引き続き周知し、飲酒運転の根絶を図る。</p> <p>7 参加・体験・実践型の交通安全教育の推進</p> <p>飲酒体験ゴーグルにより酒に酔った状態を疑似体験させたりするなど、飲酒が運転等に与える影響について理解を深めるための参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。</p> <p>8 飲酒運転根絶B O Xの運用と活用</p> <p>愛知県警察ホームページに「飲酒運転根絶B O X」を開設しており、飲酒運転に関する情報及び飲酒運転根絶に向けたアイデアを募集し、有効な情報及びアイデアを活用した飲酒運転根絶対策を推進する。</p> <p>[県防災安全局]</p> <p>9 飲酒運転根絶のための広報啓発活動等の実施</p> <p>関係機関・団体と連携を強化し、飲酒運転四（し）ない運動（運転するなら酒を飲まない。酒を飲んだら運転しない。運転する人に酒をすすめない。酒を飲んだ人に運転させない。）を始め、飲酒運転根絶の日（毎月第4金曜日）、飲酒運転根絶強調月間（12月）及び「交通安全スリーS運動」等により、飲酒運転根絶の気運をより一層高めるためのキャンペーン、広報啓発活動を実施する。</p> <p>また、飲酒運転根絶に向け、年4回の交通安全県民運動等を通じ、チラシや啓発品の配布等を実施するとともに飲酒運転の危険性を疑似体験できるゴーグルを活用した安全教育を各種機会に実施する。</p> <p>県庁、県民事務所等において、飲酒運転防止啓発ビデオ、飲酒体験ゴーグル等の貸出しを行う。</p>
--	--

(9) 効果的な広報の実施

(実施機関：スポーツ市民局地域安全推進課、県警察本部、県防災安全局)

事業概要	交通の安全に関する広報については、広報なごや等を始めとする各種広報媒体を活用し、交通事故等の実態を踏まえた広報等を重点的かつ集中的に実施するなど実効の挙がる広報を実施する。
事業内容	<p><令和5年度計画></p> <p>[スポーツ市民局地域安全推進課]</p> <p>1 学校、職域、地域等と一体となった広範なキャンペーンや、各種の広報媒体を通じての啓発を積極的に行うことにより、高齢者の交通事故防止、子どもの交通事故防止、すべての座席のシートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底、妨害運転や飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶、違法駐車の追放等を図る。</p> <p>2 ポスター、パンフレット、リーフレット、広報紙等の広報媒体を積極的に活用し、家庭・地域・職域・学校等それぞれの場に応じた効果的な広報活動を行う。</p> <p>3 懸垂幕等の掲出や市政広報番組（テレビ・ラジオ）等を利用しての広報を促進するなど、各種広報媒体を活用して広報活動を行う。</p> <p>[県警察本部]</p> <p>4 ラジオ等による広報啓発の実施</p> <p>(1) 東海ラジオ</p> <p>ア 「セーフティメッセージ」月～金曜日 1日2回（約75秒）</p> <p>イ 「JA共済スポットCM」春～年末の交通安全運動期間中毎日放送（約20秒）</p> <p>(2) FMあいち</p> <p>ア 「JA共済スポットCM」春～年末の交通安全運動期間中毎日放送（約40秒）</p> <p>イ 「こくみん共済 coop presents 交通安全ガイド」4～6月、9～11月毎週木曜（約3分）</p> <p>(3) CBCラジオ</p> <p>ア 「JA共済スポットCM」春～年末の交通安全運動期間中毎日放送（約20秒）</p> <p>(4) ZIP-FM</p> <p>ア 「JA共済スポットCM」春～年末の交通安全運動期間中毎日放送（約40秒）</p> <p>5 県警ホームページ等を活用した広報の実施</p> <p>(1) 携帯電話向けメールマガジン「パトネットあいち」による交通死亡事故情報の配信</p> <p>(2) 県警ホームページ内の「交通安全」ページにおける広報啓発</p> <p>(3) パソコン向けメールマガジン「すぐメール」システムによる交通安全情報の配信</p> <p>(4) インターネットを活用したメール一斉配信「Iネット」による交通安全情報の配信</p> <p>(5) TwitterやYouTubeによる交通安全情報の配信</p>

	<p>6 交通情報板等を活用した広報啓発活動の実施 〔県防災安全局〕</p> <p>7 レストラン、鉄道中吊り広告等での広報、啓発動画の作成、SNS広告</p>
(10) エコドライブの推進	
(実施機関：環境局大気環境対策課、県警察本部)	
事業概要	各種イベント等の機会に、環境や家計にやさしく、安全運転にもつながるエコドライブの普及啓発を行うものとし、運転免許取得時や更新時にも、運転者的心構えとしてのエコドライブを啓発するものとする。
事業内容	<p><令和5年度計画></p> <p>〔環境局大気環境対策課〕</p> <p>1 イベント等における普及啓発 啓発用品やチラシの配布、のぼりの掲出等により、エコドライブについて啓発活動を実施する。</p> <p>2 その他 関係団体と連携してエコドライブ講習会を開催する等、エコドライブの推進に努める。 〔県警察本部〕</p> <p>3 運転免許の取得・更新時に、安全運転の一層の促進を図るため、エコドライブについても啓発活動を実施する。</p>
(11) その他の普及啓発活動の推進	
(実施機関：スポーツ市民局地域安全推進課、中部運輸局、県警察本部、県防災安全局)	
事業概要	高齢者の交通事故防止にかかる広報、夜間における重大事故の実態や危険性周知、自動車にかかる安全情報等の提供等を行い、交通安全意識の高揚を図る。
事業内容	<p><令和5年度計画></p> <p>〔スポーツ市民局地域安全推進課〕</p> <p>1 各種イベント、キャンペーンを活用した啓発を実施する。</p> <p>2 歩行者、自転車の人身事故の多発する交差点において、重点的に啓発活動等を行うことで、交差点での安全な行動の啓発を図る。 〔中部運輸局〕</p> <p>3 交通安全運動の期間中、ポスター等の掲出、ホームページへの掲載を行う。 〔県警察本部〕</p> <p>4 各種広報紙に対する資料提供及び寄稿活動の推進</p> <p>5 交通安全普及所による交通安全教育の推進</p> <p>6 派遣型交通安全教育の実施 交通安全教育チーム“あゆみ”による参加・体験・実践型の交通安全教育の実施</p> <p>7 高齢者が多数利用する施設等における広報啓発活動の推進</p> <p>8 SNS等の各種媒体を活用した広報活動 〔県防災安全局〕</p> <p>9 県民事務所交通安全啓発活動 地域の交通事故情勢に即した啓発キャンペーンや交通安全教室を開催する。</p>

(12) 交通事故多発時における緊急対策

(実施機関：スポーツ市民局地域安全推進課、県警察本部)

事業概要	交通事故が一定期間、集中的に発生した場合に、市民に対し交通事故への注意を喚起するために、交通事故多発警報や非常事態宣言を発令するとともに、市、警察、関係機関・団体等が連携・協働して総合的かつ集中的な事故防止対策を図る。
事業内容	<令和5年度計画> [スポーツ市民局地域安全推進課] 1 名古屋市交通事故多発警報及び非常事態宣言 市内で交通事故が多発した場合に、警報又は非常事態宣言を発令し、緊急街頭啓発活動、各種情報板の掲出、広報車等による街頭広報等により周知をすることで、市民の交通事故に対する注意を喚起し、交通事故の抑止を図る。 2 区交通事故多発緊急宣言 区内で交通事故が多発した場合等に、警察署と協議して緊急宣言等を発令し、区民の注意喚起、交通事故防止対策を推進し、交通事故の抑止を図る。

4 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進等

(実施機関：スポーツ市民局、中部運輸局、県警察本部、県防災安全局)

(1) 交通ボランティア等の能力向上等

(実施機関：スポーツ市民局地域安全推進課、中部運輸局、県警察本部、県防災安全局)

事業概要	民間団体・交通ボランティア等が主体となった交通安全教育・普及啓発活動の促進を図るために、交通安全教育の指導者を育成するためのシステムの構築及びカリキュラムの策定に努める。
事業内容	<令和5年度計画> [スポーツ市民局地域安全推進課、教育委員会生涯学習課] 1 地域においては、関係機関、団体、地域住民組織等からなる区安心・安全で快適なまちづくり協議会を、また学区では地域住民の自主組織である学区連絡協議会等をその活動団体として、交通安全市民運動及び街頭啓発活動、交通安全教室等多様な活動を展開、推進する。 2 社会教育関係団体への施策 (1) 幼児・児童・生徒の登下校（園）時及び地域での日常生活におけるPTA会員による交通安全指導活動の強化 (2) 地域での安全性を高めるための物的条件を整備するPTA校外指導活動の強化 (3) 夏、冬、春の年3回、PTA会員による全市一斉パトロール活動と安全点検活動の実施 (4) 女性団体の協力による交通安全指導の展開 3 各種講座、セミナーの開設を通じた施策 市立幼稚園、小・中学校PTA、特別支援学校父母の会396団体を対象に開設委託をする「家庭教育セミナー」のなかで、機会をとらえて、交通安全思想の高揚・強化の働きかけをする。

	<p>4 交通安全教育指導員を配置し、交通安全教育の企画及び連絡調整を図る。</p> <p>5 交通ルールの遵守、マナーの向上を推進するため、街頭活動を強化するほか、各季の交通安全運動、交通事故死ゼロの日を中心として、官民一体となった交通監視活動を実施する。</p> <p>6 家庭や地域において交通安全についての「ひと声運動」を推進する。</p> <p>7 事業者が発行する会報等への寄稿を行い、企業における取り組みを推進する。</p> <p>[中部運輸局]</p> <p>8 各自動車運送事業者団体への助言、資料等の提供を始め、交通安全運動への参加及び事故防止等に対する指導・協力を行う。</p> <p>[県警察本部]</p> <p>9 企業等に対する交通安全C S R活動の促進による、社会全体における交通安全意識の高揚</p> <p>10 トラック協会、バス協会、宅配業者、安全運転管理者等に対する模範運転意識を高揚させるためのＩネット配信を含む積極的な情報提供と交通安全思想の普及徹底</p> <p>11 交通安全に関する情報・資料の積極的な提供</p> <p>12 後部座席を含む全ての座席のシートベルト着用、チャイルドシートの使用及びヘルメットの正しい着用についての自主的活動の促進</p> <p>13 関係機関・団体との連携による広報啓発行事等の実施 (1) 街頭キャンペーン等の実施 (2) 交通安全功労者（団体）、優良運転者等の表彰</p> <p>14 愛知県交通少年団指導者育成協議会を通じた交通少年団活動の推進及び指導育成 交通少年団による各種交通安全活動の推進及び機関紙の発行</p> <p>15 住民参加による交通安全行事等の実施</p> <p>[県防災安全局]</p> <p>16 愛知県交通安全母の会に対する事業費の一部補助 交通安全ボランティア組織である愛知県交通安全母の会が実施する交通安全対策事業を助成することにより、事業の活性化を図る。</p> <p>17 交通安全教育ボランティア「かけ橋」派遣事業 交通安全教育に関心・意欲があり、手品や人形劇、バルーンアートなどの特技を持ち、ボランティアとして活躍したい人材を広く県民から募集・登録して、こども向けの交通安全活動を企画する地域団体等からの要請に応じて登録者を派遣する。特技を活用した交通安全教育を実施することで幼少期から交通安全に関心を持ってもらう。</p> <p>18 愛知県交通指導員連絡協議会の活動の推進 交通指導員に対する情報の提供、研修の実施、交通指導員相互の連携等を通して、交通指導員の能力の向上と活動の充実を図る。</p>
(2) 私立学校に対する交通安全教育	

(実施機関：スポーツ市民局地域安全推進課、県警察本部)

事業概要	私立学校に対しては、交通安全市民運動などの機会を捉え、積極的な交通安全に関する情報・資料の提供により、児童・生徒等への交通安全教育の一層の推進を図る。
事業内容	<p><令和5年度計画></p> <p>[スポーツ市民局地域安全推進課]</p> <p>1 私立高校・中学校を中心開催される「愛知サマーセミナー」に講座を開講し、自転車の安全利用など、交通ルールについて教室を行う。 [県警察本部]</p> <p>2 交通指導員と県警が連携して、歩行訓練・自転車教室等の参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。</p>
5 地域における交通安全活動への参加・協働の推進	
(実施機関：スポーツ市民局、緑政土木局、教育委員会、県警察本部、県防災安全局)	
(1) 地域住民の参加・協働における交通安全総点検の実施	(実施機関：スポーツ市民局地域安全推進課、緑政土木局道路維持課、県警察本部)
事業概要	住民の参加・協働事業における交通安全総点検の実施を図る。
事業内容	<p><令和5年度計画></p> <p>各区で通学路安全対策検討会を開催し、警察署や土木事務所、教育委員会等の関係機関が集まり、各学校からの要望事項を基に交通安全対策を検討し、安全施設の充実を図る。</p>
(2) 通学路における交通安全点検の実施	(実施機関：スポーツ市民局地域安全推進課、緑政土木局道路維持課、教育委員会指導室、県警察本部)
事業概要	通学路の安全点検を行うことにより、危険箇所を認知するとともに、通学時の安全確認の啓発・指導の推進を図る。
事業内容	<p><令和5年度計画></p> <p>[スポーツ市民局地域安全推進課、緑政土木局道路維持課、教育委員会指導室]</p> <p>1 重点小学校を対象に、児童の視点を取り入れた通学路安全点検調査を道路管理者、公安委員会、教育委員会等の関係機関が実施し、安全施設等について検討する。</p> <p>2 各区で通学路対策検討会を開催し、警察署や土木事務所、教育委員会等の関係機関が集まり、各学校からの要望事項を基に交通安全対策を検討し、安全施設の充実を図る。 [教育委員会指導室]</p> <p>3 各学校において、児童の目から見た通学路や地域などに潜む、危険な場所や交通事故の発生しやすい場所などを地図に書き込み、安全マップを作成する活動を行うなど、子どもの登下校時や生活の中での危険や交通事故を回避する能力を養う。</p>

(3) 交通安全パートナーシップ企業の募集

(実施機関：県防災安全局)

事業概要	街頭啓発活動等を自主的、積極的に実施している企業等を「交通安全パートナーシップ企業」として位置付け、これを広く募集し、公表するとともに、啓発資材や情報等を積極的に提供するなど、自主交通安全活動の一層の促進を図る。
事業内容	<令和5年度計画> 1 交通安全パートナーシップ企業活動支援事業 従業員に対する交通安全啓発はもとより、街頭啓発活動や顧客等への注意喚起等の交通安全対策を自主的かつ積極的に実施している企業等を交通安全パートナーシップ企業として位置付け、これを広く募集し、県のホームページ等で公表するとともに、啓発資材や情報等を積極的に提供し、自主交通安全活動の一層の促進を図る。